

日程第9 議案第11号 加美町課設置条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第9、議案第11号加美町課設置条例の一部改正について。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号加美町課設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は私が町民の皆様にお約束をしてきたことを実行に移していくため、平成24年4月からの組織機構の見直しに伴い新たに協働のまちづくり推進課を設置することにより、課設置条例の改正をするものであります。協働のまちづくり推進課は、私が掲げている三つの理念のうち町民との協働、自然との共生に関する分野を担当する部署であります。主な所掌事務は町民との協働推進、NPOや国際交流、人材育成、新庁舎建設のソフト部門、そして新エネルギーの推進などであります。

また、教育委員会の事務局においては教育委員会規則で定めることとなりますが、社会教育課と体育振興課を統合し、生涯学習課とするものであります。心身の健康維持のためにも生涯学習と生涯スポーツについてあわせて推進を図っていくものであります。

なお、今回の課設置条例の改正に伴いまして、地方自治法第158条の規定が改正されており、内部組織の設置とあわせてその分掌する事務についても条例で定めることとされておりますので、それぞれの課の事務分掌についても条例に加えて規定したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案11号加美町課設置条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第11号加美町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第12号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第10、議案第12号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、地方公務員の育児休業に関する法律が改正され、非常勤職員も育児休業法と条例で定める範囲内で育児休業や部分休業の取得ができるようになったことから、条例を改正するものであります。主な改正の内容は、一定の非常勤職員について子の養育の事情に応じて1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で条例で定める日まで育児休業が取得することができるとともに、3歳に到達するまでの子を養育するため1日につき2時間を超えない範囲で部分休業を取得することができるように改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第12号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第13号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第13号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

英語指導助手A L Tの改正についてでございますが、現在加美町で招致しているA L Tにつきましては、総務省、外務省及び文部科学省の3省が協力のもと運営している財団法人自治体国際化協会が実施している語学指導等を行う外国青年招致事業、通称ジェットプログラム事業により招致しております。今般、総務省からジェットプログラム事業参加者の身分については地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤職員の身分を有しているとの見解が示され、現在給料及び旅費として支給しておりましたが、統一して報酬、費用弁償に改めることとなったものです。

ジェットプログラムの参加者のA L Tの報酬額についても支給事務の簡素化や再任用に一定のインセンティブ、人や組織に行動を促す動機づけ、意欲を刺激すること、を与えることなどの見直しにより月額33万円以内として全国の任用団体で統一した報酬額とすることとなり、あわせて名称も英語指導助手から英語に限らず外国語担当教員の助手として職務に従事することから、外国語指導助手に改めるものでございます。

次に、体育指導員の改正についてでございますが、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に全面改正されたことに伴いまして、体育指導員という名称がスポーツ推進委員に改正されたことによるものでございます。名称の改正によりスポーツ推進委員の役割は現在の体育指導員と大きく変わりはありませんが、名称のとおりスポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整、スポーツの実技指導、スポーツに関する指導助言等を行うこととなります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） その先ほど外国語指導助手ということでお話しいただきました。たしか田尻かどこか、あっちの方で韓国とか中国のいわゆるA L Tのような形でやっているところがあったような気がするんですが、今後そういった可能性もあると、要するに英語以外もほかの外国語、そういう枠が広げられるというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 枠は広げられるというふうなことで、招致する市町村でどの言語を欲するかというふうなことで、加美町としては英語を招致するというふうなことでございます。

○議長（一條 光君） そのほか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） このALT事業につきましては加美町におきましても大分前から取り組んでおります。また、今年度から5年生、6年生が英語の授業を必修化になったわけですが、6年生修了時点でどのくらいの習熟度、これ目指しているのかお聞きします。

また、先ほど一部改正条例、これ報酬、費用弁償ということですが、30万円から33万円、これの若干根拠も述べられなかったように思います。また、19号にはこの条例の廃止出ております。これまで旅費につきましても赴任したときまたは帰国したときも旅費として支給されております。また、公務のために旅行した場合、このような場合の旅費の扱いなんかはどうなっているのかお尋ねします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 習熟度というふうなことです。同じ英語、外国語を学ぶというふうなことで同じなんです。小学校と中学校では大分違うんですね。ねらいが小学校の方はコミュニケーション意欲を育てるというのが一番のねらいでございます。そして中学校に行けばコミュニケーション能力というふうなことになりますが、まず小学校では英語、そしてまた言葉を使ってコミュニケーション意欲、コミュニケーションしようとする意欲を高めるというふうなことで、習熟度と言われますと、結局は英語を使って楽しむとかそういうふうなことが重視されるというふうなことでございます。

それから、旅費等については教育総務課長の方からお答えします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

報酬額の33万円以内ということでありまして、平成24年度からの採用者に対しまして初年度は28万円、2年目30万円、3年から5年目に対しまして33万円ということでございます。これは一つは給与の簡素化といいますか、そういったことが主なところ。旅費についてはこれまで旅費として計上していたものが費用弁償というような報酬に変わったということで、旅費については費用弁償ということに名称がなりますけれども、内容については以前と全く同じでございます。変わりございません。額について変わらないということです。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 加美町においては国の仲介でもってこの事業に取り組んでいる。これは全国でも国の仲介は少ない方なんです。約25%、それから民間の業者委託が75%ぐらいと言われております。そういった意味で、いろんな身分保障の違い、これいろいろな全国的にも問題

になっております。実際もし分かる範囲で結構ですから、国による仲介の時の保障、それから民間に委託した場合の身分保障、どれくらい違うか、もし分かる範囲であったら教えていただきたいと思ひます。

また、この小学校の英語の必修化に合わせて教員の人たちも大変だと思ひますね。確かに、いろいろな教材を集めたり英語の環境づくり、これは大変なことだと思ひます。また、小学校の教員採用試験、これは英語を科目も含まれているかどうかちょっと知りたいんですが、それも採用試験の中に求めているか、伺ひます。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

身分保障ということですがけれども、私ら方で保障に関して厳密にやっているわけではございませんけれども、当然いろいろな身分保障については条約の中で、契約でなっておりますけれども、当然町とジェットの場合、加美町の場合ALTとの中では公務災害ということ、何かあった場合なりますけれども、あるいは民間でのノンジェットということになりますと当然会社での身分保障ということになりますので、仮に加美町でノンジェットといいますか、民間からやった場合は町とALTということじゃなく会社との雇用関係になりますので、ごく一般的に言えば普通の会社で働く人たちに対する身分保障と同じだというふうに、私理解しております。以上でございます。

あとの問題についてはちょっと……。 （「よろしいです」の声あり）

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） もう1点だけお聞きします。5、6年生だけでなく1年から4年までALT授業取り組んでいると思ひます。加美町では他町村に比べても取り組みが進んでいると思ひます。そういった意味では本当に喜ばしいことではないかと思ひます。

そういった意味で、特別英語の時間をカリキュラム組んでいるわけでないですね。生活科目とか、それから総合学習科目の中で取り組んでいると思ひます。これは加美町の小学校、統一したカリキュラム組んで各小学校行っているかどうかお聞きします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 今のご質問ですが、カリキュラムについて、多くは総合的な学習の時間ですね、これを活用しているというふうなことです。町内全部の小学校、これはやっているわけですが、時間によってはその学校独自のカリキュラムというふうなことで多少違いは出てきています。

○議長（一條 光君） そのほか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） このALTについては報酬が、これで決まっちゃうと33万円と非常に高額ですよ。しかもこれ、税金がかからないということで、実際手取りそのものが33万円ですよ。というと役場の職員の方でもそうそうもらっている人はいないんじゃないかという高額なんですよ。その割に仕事の内容というのが、あくまでもアシスタントであって英語教員の手助けですよ。仕事の内容が非常に軽過ぎる割に、非常に高い報酬なんですよ。しかも、この後議案第19号に出てくるんですが、給与旅費条例の廃止というのがありますけれども、先ほどだと費用弁償は変わらず支給するということは、往復の旅費とかなんかに関しては今までどおりだということになりますと、ただ上がっただけじゃないかという思いがかなりあるんですよ。果たしてそこまで必要なのかというのが1点ですね。

それから先ほど吉岡議員も言っていたらっしゃいましたが、将来こういう値段では民間にした方がいいのではないかという議論が当然出てくると思うんです。その民間になった場合の国からの補助とかなんかの違いがあるのかどうかとか、その辺、その2点について伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

報酬についてはジェットの方ですと町独自ということじゃなく決まっておりますので、全国統一したものです。今回の改正で先ほど28万円30万円33万円ということですが、これは町が決めるものじゃなくジェット、条約の関係でそういうふうになっているものです。それで、2年間については所得税とか町持ちというもの、これも最初から契約で決まっております。その後については町にもっといたいという人なんかはそれは所得税とかも皆かかったりするということはございます。

民間との比較ですけれども、これは私どもの方もいずれというか、平成24年度中に検討していることではありますけれども、まだいろんな業者から聞いたりしているわけではございませんが、ある民間の採用している団体、自治体聞いてみますと、金銭的な面ではそんなに民間に委託するから相対的に安くなるということはないなというふうに、若干違いはあるかもしれませんが、そういったところですね。個人の手取りということになれば多分ジェットの方がずっといいとは思いますが、町で委託した場合、民間に委託した場合の費用と今のような状態での費用を考えるとそれほど大きな差異はないというふうに今のところ、そういった状態です。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 今3年目から税金がかかると言いましたけれども、前にたしかその額の

条例かなにか議決したことあると思うんですけども、かかる分はその分町でもって上乗せしましたよね。今後はその上乗せ分はなくなるということなんですか。また、上乗せするんですか、3年目から。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 新しいものについては2年までは前と同じだというふうに聞いていますが、それ以降、何年もというところまで私も今把握しておりませんが、最初の契約は手取りですね、そのままの額を受け取るということです。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） その全額分の上乗せについては記憶ありますよね、やりましたので。それがどうなるかわからないんですが。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 今度につきましても税額の方は町で持ちます。新規採用された方ですね。今実際にやっている方で2年過ぎたりするとこれは持たないと、そういう内容です。

○議長（一條 光君） そのほか、18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） スポーツ推進委員について、この勤務体系とそれから今度の中中、宮中、小野中で柔道や剣道を扱うことになるわけですが、そういった増員とかということも考えているのかどうか、何人くらい増員するのかということがわかりましたらお伺いします。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えします。

スポーツ推進委員の勤務体系でございますが、基本的に社会教育の分野での活動になります。ですので、学校教育に係ります武道の学習に関しては専門外という形になりますので、ご理解ください。

○議長（一條 光君） よろしいですか。

次の質疑に入ります前に教育総務課長から発言がございます。

○教育総務課長（竹中直昭君） 先ほど新田議員から質問された所得税の関係ですけれども、先ほどの答弁訂正させていただきます。平成24年度4月から任用されるALTについては、所得税、住民税が課税される場合にはALTがみずから負担することになりました。従来から任用されている人については従来どおりでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） スポーツ推進委員についてお聞きしたいんですが、先ほどの説明により

ますとスポーツ振興法が全面改正されまして体育指導員からスポーツ推進委員という名称が変わったという説明をいただきました。私の方にはなんかソフト面でスポーツ推進というのをかわりが深く持つのかなという思いがしてなりません。そんなことからしまして町で加美町のスポーツ振興基本計画が策定しましてその目標達成に向かって進めていると思うんですが、これに関しましてスポーツ推進委員とがこの振興計画にかかわりを多く持つべきじゃないかという思いがしておりますので、その辺の考えについてお伺いします。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えします。

今回制定されましたスポーツ基本法の理念という部分が町民が、自主的、自立的にスポーツ活動を行うということとか、学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互連携を図っていく、それから人々の交流促進、地域間の交流など8項目にわたって理念を設定しております。その中でその理念を推進するために、地方公共団体で加美町が制定しているようなスポーツ基本計画を制定することが義務とされているような形になります。そのスポーツ基本計画を推進実行していくために、各スポーツ団体とかそれから今回議案になっておりますスポーツ推進委員、それから各行政区に委嘱をお願いしております、これまでは生涯スポーツ推進員という名称を使っておりました。そういう方々がいろんな形で協力をしていただいて、町と共同して基本計画の実施に向けて活動してもらっているところがございますので、議員質問ありますようにこれからもどしどし活動の場を増やしていきたいなというふうに考えております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第13号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第14号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第14号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、昨年9月30日に人事院より公務員給与の改定の勧告が出されておりますが、その勧告に基づき給料表等の改正を行うものであります。

人事院勧告の概要は、月例給につきましては民間の給与水準を上回る50代を中心に40代以上について一般職は0.23%、指定職は0.5%を引き下げる改定となっております。期末勤勉手当につきましては年間3.95カ月を据え置きとし、改定を見送ることとしております。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が可決成立し、本年3月1日から施行されたことによりまして、本町におきましても人事院勧告に基づき給料表を0.23%引き下げるなどの改正を行うものであり、実施の時期は平成24年4月1日からの実施としております。

また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律においては給与の減額措置を規定しておりますが、同法の附則において地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする規定されておりますので、県内市町村等の動向等含めて対応してまいりたいと考えております。なお、今回の給与改正に伴いまして、一般職給与での歳出削減額は250万円程度と見込まれますが、新年度の給与の支給等が確定した時点で整理をさせていただきたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） ラスパイレス指数の方はどのような状況にどうか給与改定等あるのかその辺ちょっと教えていただけないかと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長です。お答えします。

ラスパイレス指数のご質問ですけれども、平成22年までは公表されております。数値的には87.3ということで、平成21年、22年と大体同じ数字になっております。平成23年の数値についてはまだ公表されておられません。以上でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 見通しというか、上げる予定があるとか見通しがありましたらお聞かせを。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長です。

ただいま87.3という数値を申し上げましたけれども、前から申し上げているように90%台ぐらいいまで持っていきたいということですので、今年1月1日にも昇給しておりますので、多分に近づいてきたかなと思っております。

○議長（一條 光君） 9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 前に否決された案件と同じですね。当時、今木村議員が言われたようにラスパイレス指数の関係とか、それからもう一つ合併の時にそれぞれの町の給与格差というものもあったと思います。その全く統一ではなくて格差是正をやっていくというような方向でずっと努力されてきたと思うんですけども、現在そういう方たちはどうなっているのかということが一つ。

それから、今回人事院勧告でということで町長提案されたわけですけども、今後ラスパイレスだけでなく加美町職員の方の給与体系、特に民間と比較されるわけですけども、人事院勧告がこうだからあとは民間がこうだからという部分、これはある程度の基準はいたし方ないところあると思うんですけども、意欲を持って働いていただくということの中で、総務課長はまだデータが出ていないので、今度公表された時はよっぽど改善されるんでないかということをおっしゃっていましたが、これ4月1日とか5月になったっけ、総務課長いなくなって、なんだやっぱりなんか違ってたんでないかなんていうことでもまずいのかなと思いますので、課長さんたち随分余り下げない方がいいんでないかというような話、にこにこ、こういう雰囲気でも議会議やると一番いいんですけども、その辺の考え方についてちょっと。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

前に議案として提出したときには、我々の0.5は可決していただきました。

職員の場合は国がまだ、国もしていないのにとということでご意見があったと思います。でも国がするというので、ご質問の中のラスパイレス指数ですが、県の方から公表前にはかたく公表しないように総務課長の方が言われているので総務課長が申し上げられないので、私が申し上げますが、1月にも給与の昇給をさせていただいて90にはなったものと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 90だと職員の方々も納得する線なのかなとか、いやもう少し近づけてほしいのかなという部分も多分職員の方それぞれだと思うんですけども、さっき合併前の格差というようなことでの答弁ももらっていませんので、それ一つと、町長これからさっきもお話したんですけども、一つの指数にはラスパイレス、やはりなると思います。人事院勧告もなると思うんですけども、町独自の、これ非常に難しい問題だと思うんですけども、意欲を持って働いていただくためにもその辺も考慮しなくちゃいけないと思いますので、この二つについてお願いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 意欲を引き出すということは非常に重要でございます、先ほど申しましたように、外発的要因というのも実は大事なことでございます。いやいや、これは限定的な、内発的な要因の方がこれははるかに大きいわけですし、外発的な要因というのは、これは余り属しないとも言われております。全くないというわけではございません。でもこれも重要でございますから、人事院勧告はこれはやはり尊重すると、格差是正とかラスパイレスを上げるというのは、これはまた別の問題でございますから、これはこれできちっと給与の引き下げ等を段階的にやっていって、90にはしていきたいということで、1月1日付で給与の改定もさせていただいたところでございます。職員の意欲を引き出すために、これからも給与のことも含めまして取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長です。

ただいまのご質問ありました合併後の職員の旧町の職員の調整については、平成16年度から3年間実施しております。職員数にしますと約200人近くの職員数を対象にしてこの給与の調整をしている、調整するということは引き上げている部分ですね。給料を引き上げているという部分があります。それはいろいろ個人の経験年数とかを加味しましてそのような措置をしているということでありまして、上げることによって当然そのラスパイレス指数に反映しているということでもあります。

○議長（一條 光君） 9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長にお伺いしたいと思います。町長、これからさまざまな町政の展開をされていくと思うんですけども、今後今までに経験したことないような、かなり職員としても未知の分野についても職員の方々が勉強したり、または地域の方々と力を合わせて政策課題に取り組んでいくという場面がこれから多く出てくると思います。そういった中で、既存の

人事評価と申しますか、副町長一番ご存じだと思うんですけども、今までの流れの人事評価の部分とまた課設置も新しくなったものですから、そういう町長の方向の中で期待される職員の方々の能力というものに対しての人事評価というものも出てくるのかなという思いがあるんですけども、その辺についてこれはこうだということは今出せないと思いますけれども、そういった町政運営の中での職員の評価というもの、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現在人事評価、それから先般の行政評価に関しまして研修を受けまして、目標を立ててその目標に向かって取り組んでいくというふうな、まさにP D C Aサイクルを回していくというふうなことの研修を受けたところでございます。このような評価を当然今後、今試行の段階あるいはこれから導入するというところでございますから、当然こういったことが給与等にもはね返るようなシステムに、これからしてまいらなきゃならないというふうに思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 震災復興の関係で国家公務員が2年間7.8%減額されるわけですが、地方公務員に対しての国からとか指導等はあるのでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長です。国の方では、先般、2月末でしたか、7.8%、復興財源捻出のために7.8%の法案が成立した。4月1日から2カ年間期限を決めて5,000億円以上ですかね、復興財源を捻出するために国家公務員の給与を7.8%引き下げるということですが、市町村にそういったことが、通知が来たのかというと、実際町の方には入っておりません。その削減法案の中には地方公務員は努力というんですかね、そういった強制ではないというふうですので、実際は地方公務員、特に被災3県なんかはかなり大変な状況ですので、ただそういう状況の中では今後周りの自治体でどういう取り組みをするかという部分についてはまだ不確定な部分がありますので、その状況はやっぱり見ていきたいなとは思っております。

○議長（一條 光君） そのほか、三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 給与関係ですが、先ほどの総務課長の答弁によりますと、平成16年から平成19年の間200人を対象として職員の給与を是正したという答弁になりました。ただ、現在も果たしてそれが是正されたことについて私は疑問を持つ一人であります。といいますのは、当然ながら守秘義務ということがあるわけですので、あるポジションにおいてはまさしくその

ことが全体が把握できるのではないかという思いはしております。ですから、今回の町長がラスパイレス指数90というお話をしておりましたが、これも職員の給与の旧3町の是正も含めてやられたものかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長お答えします。

先ほど申し上げたとおり、旧3町の職員それぞれの環境が違うわけですからもちろん経験年数とかあるいは早く管理職になった職員もいれば、そういったバランスを見ながら格差是正に取り組んだということですので、一応はその是正については一段落したということでありませう。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第14号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第15号 加美町介護保険条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第13、議案第15号加美町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第15号加美町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

介護保険事業とその財源となる介護保険料は、3年を1期として見直しを行っております。第1期介護保険事業計画は平成12年度にスタートをしまして、平成24年度からの3年間は第5期目を迎え、介護保険に係る保険料について改正を行うものであります。経過期間中の施設入所者や在宅で利用するサービスにつきまして見込み料を積算した結果、平成25年度に色麻町に100床の特別養護老人ホームが開設されることなどによりまして、標準給付費は11%の増加が見込まれます。また第5期においては65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担割合が現在の20%から21%に増加することに加え、65歳以上の被保険者数は平均109人減少することが見込

まれます。こうした見込み数から介護保険料の基準月額を算定しますと5,000円を超える額となりますが、急激な上昇の抑制を図るため、介護給付費準備基金から1億500万円を取り崩し、基準月額保険料を現行の3,950円から4,600円に改定をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 3月2日の全協で説明を受けたんですが、なかなか理解に苦しむ部分がありまして、色麻町に100床のホームを建設するというので加美町では50床だというふうなことなんですが、その根拠と色麻町と加美町が対等な立場で話し合うことはできたのかどうか、その2点お願いいたします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長、お答えします。

ただいま隣町の色麻町に100床規模の特別養護老人ホームが建設されるというところでの、加美町で50床というところの根拠でございますけれども、色麻町も加美町と同じく平成24年から平成26年までの介護保険事業計画を立てております。その中で100床の老人ホームを建てるという時は県の介護保険事業計画の中に組み入れないと施設の建設ができないという前提条件がございますので、建設する町であります。色麻町が県と協議をして色麻町に100床を建てるというところで協議がなされています、そこに当然建設する業者も、法人も入っての話ですけども、その中で現在色麻町に待機者が50人ほどいる、あとの50人を加美郡内で調整していただきたい、ですから加美郡内といいますと加美町なんですけれども、そこで調整して残りの50床を加美町で入れるように調整していただきますということで県から色麻町が申し入れされた、指導されたといいますか、というのが根拠の一つになっております。

あともう一つ、対等の立場でというのは建設の方ですか、入所の方でしょうか。建設の方が対等の話という、入所でよろしいですか。

入所につきましては今お話ししたように、県からの介護事業計画に入れるために色麻町が県から指導されたというのが50人ということで、ですから加美町からすれば対等ということではなくて色麻町から、県が色麻町に指導したことを色麻町からこちらに情報が入ったということです。ただ、建設場所が当然色麻町になりますので、法人、入所50人させるという入所の決定はあくまでも建設する法人が決定いたしますので、多分に地元である色麻町の意見が反映されるのかなとは思っております。ですから、その意味では対等ではないということでございます。

以上です。

○議長（一條 光君） 2番尾形議員。

○2番（尾形 明君） 例えばなんですけれども、加美町に50床ということに割り振りなんですけど、例えば加美町から10人だった。あるいは50人ぐらいの利用者がいたといった場合にそうしたことも大丈夫なのか、またその利用者の負担というのはそうした人数でもっての負担ということによろしいんでしょうか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長です。

先ほどの説明したとおり、県からは残りの50床については加美町と調整するよというところで、今回の介護保険事業計画には50床という見積もりは加美町では立てております。ただ、これが10床になるか80床になるかということになりますと、色麻町で特別養護老人ホームに入る方が、現在待機者は50人には満たないんですけれども、それ以上に入りたいということになれば、先ほどもお話ししましたように建設場所が色麻町ですので、入所させる法人の方では色麻町の意見を優先させる可能性はございます。ですから、色麻町で60人70人となると加美町では残りの30人分、色麻町で極端な話10人しか入らないとなれば加美町はあとの90人というような割り振りになりますので、法人の方で入所者の割合を決定するので、入所者を決定する場合どういう形で決定をするのかということもありますけれども、その10人なり80人ということであっても利用者の負担についてはあくまでも施設の在宅もそうなんですけれども、介護サービスを受けた場合は利用者は1割分の負担になります。ですから10人でも80人でもこれは一律1人当たりサービス料の1割負担という形になっております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 人に優しい町を標榜している町長としては、この介護保険料についてどのように考えられますかね、これ、こういう時代になってじいちゃんばあちゃんの収入が増えない現状の中で、この3年周期でだんだん介護保険料上がっていく傾向にありますよね。この今の介護保険料について安いと思っていられるか、高いと思っていられるか。本当に人に優しいと標榜しているのであれば基金を取り崩してでも上げないようにしようとか、その辺についてどういうふうを考えているかだけお聞かせ願いたい。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それではお答えいたします。

上げないで上げ幅をできるだけ圧縮したいということで今回基金を取り崩したわけですが、

ここが限界かなというふうに思っております。隣の色麻町さんでも同じ4,600円、県内高いところは5,000円を超えるところもあります。現在の制度設計がこうなっておりますので、これはいたし方ない部分であります。やはりこれは国の制度設計をいずれ見直さなければもたなくなるだろうと。ですからこういった、市町村ごとに決めること自体が果たしていいのか。安いところは3,000円台もございます。ですから、そういった制度設計というものを、これはやはり国に変えていただかなければならない。国も変えざるを得なくなるときが間もなく来るのではないかというふうに感じています。

○議長（一條 光君） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

そのほか質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君）（一條 寛君） 一般会計から繰り入れていると思いますけれども、繰り入れには制限というか、限度額とかがあるんでしょうか、これは。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長、お答えいたします。

先ほど尾形議員さんとの関連になりますけれども、先ほど利用者が1割負担という話をしました。そのほか、あとの9割、じゃあどういう形になるのかといいますと国があとの9割に対して国が25%、県と町が12.5%、あと65歳以上の1号被保険者、今回条例改正していただきますけれども、21%、あと40歳から64歳までの保険者から29%という形でサービスの費用全体を賄うということですので、町からはあくまでも12.5%の持ち出しということになります。ただ、一般会計からの持ち出しにはそのほかに事務費もかかわってくる部分がございます。給付費からすれば12.5%が最高の持ち出しというふうになります。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町介護保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第15号加美町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第16号 加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第16号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、本条例で引用しております土地改良法施行規則が一部改正され、平成23年11月30日に施行されたことに伴いまして条ずれが生じたことによる改正であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第16号加美町営土地改良事業経費等賦課徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第17号 加美町有林野管理条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第15、議案第17号加美町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号加美町有林野管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は平成23年4月22日に森林法の一部改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正するものであります。改正の内容は、森林計画制度の見直しに

に伴い、森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町有林野管理条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第17号加美町有林野管理条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第18号 加美町営住宅条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第16、議案第18号加美町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号加美町営住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴いまして条例を改正するものであります。

改正の内容は地域主権一括法により、これまで公営住宅法で規定していた同居親族要件が廃止され、この要件を維持する場合には条例で定める必要があることから、入居者の資格等についての規定について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町民課長にお伺いしますけれども、具体的にいうとどういうことになるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長お答えします。

これまで国の基準によって定められていたものを町の条例において規定しなさいということで、本町におきましては公営住宅法で同居要件等が廃止されましたけれども、引き続き加美町は県に倣ってその要件を維持していくということで、今回の改正によって入居要件等に変更はありません。

○議長（一條 光君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号加美町営住宅条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第18号加美町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第19号 加美町外国青年英語指導助手の給料及び旅費に関する条例の廃止について

○議長（一條 光君） 日程第17、議案第19号加美町外国青年英語指導助手の給料及び旅費に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第19号加美町外国青年英語指導助手の給料及び旅費に関する給料及び旅費に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。

本条例は、外国青年英語指導助手ALTの給料及び旅費に関する規定を定めているものです。議案第13号加美町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでもご説明しましたが、総務省からジェットプログラム事業参加者の身分については地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤職員の身分を有しているとの見解が示され、統一して報酬、費用弁償に改めることとされたことによりまして本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号加美町外国青年英語指導助手の給料及び旅費に関する条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第19号加美町外国青年英語指導助手の給料及び旅費に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第20号 加美町家畜導入事業基金条例の廃止について

日程第19 議案第21号 加美町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第18、議案第20号加美町家畜導入事業基金条例の廃止について、日程第19、議案第21号加美町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について。以上2件は、いずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第18、議案第20号及び日程第19、議案第21号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号加美町家畜導入事業基金条例の廃止について、議案第21号加美町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

家畜導入事業は肉用牛資源の拡大と資質向上に資するため、肉用牛特別導入事業は高齢者等による肉用牛使用を促進するため、それぞれ国及び県の補助事業により基金を積み立て肉用牛等の購入費用としていたものであります。国の家畜導入事業の廃止を受けて平成18年度から貸し付けを中止し、国及び県への補助金返還をしまいましたが、平成23年度をもって補助金返還が終了することとなりましたので当該基金条例を廃止するものでございます。なお、廃止

する基金に積み立てられている資金については一般会計に繰り入れ、未返済金がある場合には従前の例により取り扱うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号加美町家畜導入事業基金条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第20号加美町家畜導入事業基金条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号加美町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第21号加美町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第22号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更について

○議長（一條 光君） 日程第20、議案第22号大崎地域広域行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号大崎地域広域行政事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、大崎地域広域行政事務組合理約の第17条で規定する組合の経費の支弁の方法について、関係市町の負担金の別表を変更するものであります。変更の理由の第1点は、これまでなかった衛生負担金の斎場施設、教育負担金の教育施設及び民生費負担金の民生施設に係る起債償還に要する経費を新たに追加し、起債に対応ができるようにしたものであります。

第2点として、組合統合前起債借入にある施設のうち、平成24年3月31日までに起債償還が

完了する施設を削除するものです。

第3点として、地方交付税法の規定による起債償還に要する経費分の基準財政需要額の増加額分を負担する市町の文言を、基準財政需要額の増加に該当する市町に改めるものです。一部事務組合の経費の支弁の方法に係る規約の変更については、地方自治法第286条第2項の規定により関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、同法第290条の規定によりその協議については議会の議決を経ることとされていることから議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 小野田の庁舎の建設の用地はどうなっているんですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一般質問でもお答えいたしました。どこの位置にするか、加美町の消防署の位置関係も含めて到達地点、時間的な到達時間というんですか、そういったことを調査した上で最もいいところに建てるように、大崎地域広域行政事務組合には提案したいと思っております。まだ調査中でありまして、もうしばらくお待ちください。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第22号大崎地域広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 議案第23号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について

日程第22 議案第24号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第23 議案第44号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設

置規約の変更について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第21、議案第23号宮城県市町村職員退職手当組
合規約の変更について、日程第22、議案第24号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定
委員会共同設置規約の変更について、日程第23、議案第44号宮城県市町村等非常勤職員公務災
害補償等審査会共同設置規約の変更について、以上3件は、いずれも関連しておりますので、
会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。

よつて、日程第21、議案第23号、日程第22、議案第24号及び日程第23、議案第44号を一括議
題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第23号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第
24号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、議案
第44号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については関連し
ますので、一括してご説明申し上げます。

本案件はそれぞれの規約で指定する構成団体のうち、大河原町ほか1市2町保健医療組合の
名称を宮城県南中核病院企業団に変更することとなつたことにより規約の変更を行うものであ
ります。

一部事務組合規約の変更については地方自治法第286条第1項の規定により、機関等の共同
設置の規約の変更について同法第252条の7第2項の規定により、それぞれ関係地方自治体の
協議によりこれを定めることとされ、同法第252条の2第3項の規定により、その協議につい
ては議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたしま
す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま
す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第23号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第24号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第44号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第25号 工事請負契約の締結について（平成23年度町道田川平柳線改築工事）

○議長（一條 光君） 日程第24、議案第25号工事請負契約の締結について（平成23年度町道田川平柳線改築工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第25号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、平成23年度町道田川平柳線改築工事でございます。活力創出基盤整備交付金事業により、平成22年度から着手し、全体計画延長が695メートル、車道幅員が2車線の9.0メートルで両側に3.5メートルの歩道を設置するものであり、本工事請負契約においては延長235.85メートルの工事を実施するものであります。7社を指名して2月20日に指名競争入札を行った結果、尾出建設株式会社が消費税を含めて5,848万5,000円で落札しましたので、同社代表取締役

役尾出敏行と工事請負契約を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。工期は平成24年3月30日としておりますが、本定例会において繰越明許の承認を賜りましたら、平成24年10月31日まで工期を延長することとしております。なお、入札に関する資料と工事概要をあらかじめ配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） この工事の時に下水とか上水道とかそういったものは敷設する予定なのか。あとは457号との取りつけあたりですか、この辺の用地がなかなか買収されていないという話も以前聞いたような気がするんですが、用地の方は確保してあるのか、その2点。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

あとの質問で用地の関係についてご説明申し上げます。

前の議会にもありましたけれども、ちょうど交差点部の用地買収がまだ難航しております。それで今後平成24年度で引き続き用地交渉を重ねてまいりたいと思っております。

下水と水道関係につきましては上下水道課長から答弁お願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

今回の田川平柳線の道路整備とあわせて、水道事業も平成24年度の事業に上程させていただいております。あと、下水道につきましてはこの区域につきましては下水道の区域外になっておりますので、今回は水道事業のみとなっております。以上です。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今下水の方は区域外というお話だったんですが、早めるわけにはどうか区域内に入れるとか、要するに何度も掘り返すとどうしても震災で落ちてきたりへこんできたりするのの後から入れているからなんですね。その辺というのは融通きかないものなのかどうなのか。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えいたします。

下水道事業につきましては今お答えしたように今回下水道区域外になっていまして、新たに

区域に入れるためには国土利用計画ですね、これの見直しが必要になってまいります。それで、国土利用計画の見直しと一緒に下水道の関係につきましても、下水道の計画の見直し作業につきましても要するに都市計画下水道の変更、それから下水道認可変更の作業、それらに下水道の変更だけでも約1年程度協議が必要になります。それもあくまでも国土利用計画の変更に伴ってそういう作業が伴うということですので、最低でもそれぐらいの変更に伴う時間がかかるものと思われまます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号工事請負契約の締結について（平成23年度町道田川平柳線改築工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第25号工事請負契約の締結について（平成23年度町道田川平柳線改築工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。